

改定素案のポイントについて

1 計画期間

平成 29 年度から令和 13 年度まで（15 年間）

※ 中間目標年度を令和 3 年度から令和 8 年度へ変更し、令和 4 年度から 13 年度までの 10 年間を見直します。

2 はだのクリーンセンター 1 施設による焼却体制への移行

平成 28 年度の本計画策定時は、令和 7 年度末までに伊勢原清掃工場 90 t/日焼却施設を稼働停止し、はだのクリーンセンター 1 施設体制への移行を図ることとしていました。

しかし、焼却対象量は計画より順調に減っていることから、伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合と協議の上、伊勢原清掃工場 90 t/日焼却施設にかかる維持管理経費等を削減するため、秦野市及び伊勢原市における可燃ごみの減量施策や、秦野市伊勢原市環境衛生組合における焼却対象量の減量施策を一層推進することで、令和 5 年度末までにはだのクリーンセンター 1 施設体制への移行を図ることとします。

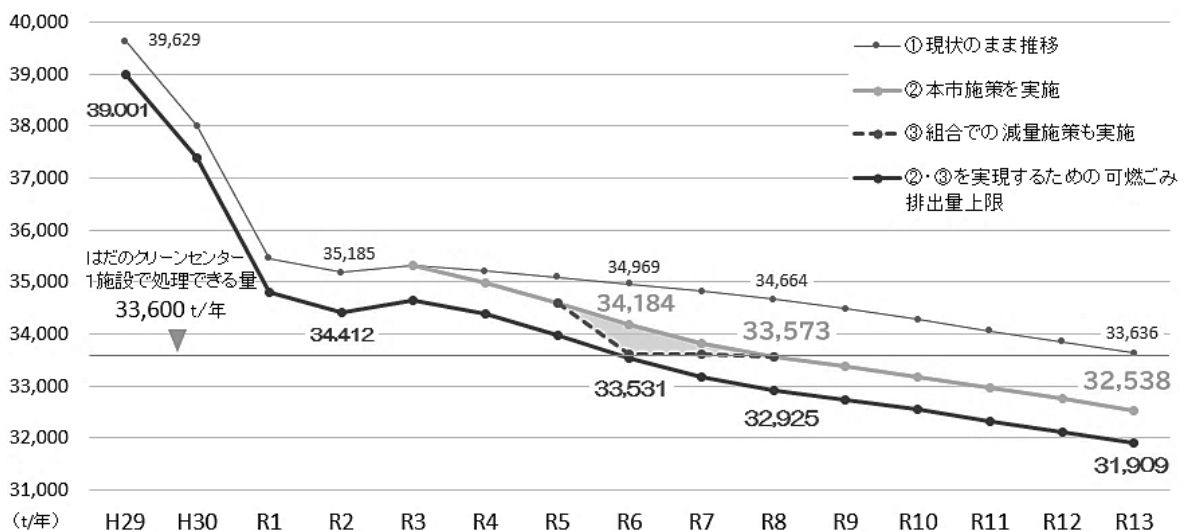


図 焼却対象量の減量計画

3 減量施策

人口ビジョンの予測に基づく令和6年度時点の焼却対象量は34,969tですが、はだのクリーンセンター1施設体制とするためには焼却対象量を33,600tまで、約1,300t減少させなければなりません。

そこで、可燃ごみについて、ごみ収集場所に排出された家庭系可燃ごみの組成分析調査結果を基に、これまでの減量の取組みを継続、強化し、令和2年度実績からあと約800tの減量を目指します。家庭系可燃ごみの約4割を占める紙類・プラスチック類の分別の徹底、同じく約4割を占める生ごみのうち14%含まれる食品ロスの減量を図ります。また、事業所への訪問調査等を通じた提案・指導の実施、優良事業所等認定制度による優良事例の周知などを行い、減量を図ります。

さらに、不燃・粗大ごみから発生する可燃性の残さ等について、二市組合において圏外搬出し、資源化を図ることで、令和6年度時点で約500tの減量を図ります。

【その他の減量施策】

- ・使い捨て容器包装・製品の使用抑制
- ・リユースの促進
- ・分別の徹底
- ・生ごみ水切りの徹底
- ・生ごみ処理機の使用や庭に埋めるなど家庭や地域での生ごみの減量・資源化

4 家庭系ごみの有料化の導入に向けた検討

平成28年度の本計画策定時は、はだのクリーンセンター1施設での焼却体制へ移行するため、令和3年度までに焼却対象量の減量が計画どおり進まなかった場合には家庭系可燃ごみの有料化の導入に向けた検討を進めることとしていました。しかし、令和3年度までに計画より順調に減量が図られていることから、現時点では有料化の導入の検討は行わないものとします。

また、ごみの発生抑制や分別の徹底に積極的に取り組んでいる市民と、多量に排出する市民との負担の公平性の確保といった課題も

踏まえ、将来的な家庭系可燃ごみ有料化の導入について研究を進めます。

5 最終処分計画

栗原一般廃棄物最終処分場の埋立期限が令和5年度までとなっています。令和6年度以降の焼却灰等の処理処分については、圏外の民間施設で資源化处理や埋立処分を進めていきます。(二市組合の所管事業)

6 新たな目標値の設定

(1) 焼却対象量（総量）【新規】

家庭系可燃ごみ、事業系ごみ、不燃ごみ・粗大ごみを破碎・選別して分けられた可燃性の部分など焼却するごみの総量。

1施設体制にするために33,600t以下にする。

(2) 総ごみ排出量（総量、原単位）【新規】

ごみと資源の排出量の総量と原単位(市民一人1日当たりの量)。

※資源も含むことで、発生抑制の取組みを反映します。

(3) 市民一人1日当たりのごみ排出量（資源除く）

減量施策を実施し、令和6年度から、はだのクリーンセンター1施設で安定的に処理できる量となるよう新たな目標値を設定しています。

(4) 資源化率

分別収集による資源量、集団資源回収による資源量及び中間処理施設での資源化量の合計が総ごみ排出量に占める割合。

項目\年度		実績		数値目標	
		当初	現状	中間目標	最終目標
		H27	R2	R8	R13
焼却対象量	総量 t	40,405	35,185	33,573	32,538
総ごみ排出量 (資源含む)	総量 t	51,735	48,986	47,342	45,896
	原単位 g/人・日	846.8	825.5	803.7	803
ごみ排出量	原単位 g/人・日	697.2	621.7	594.9	594.2
資源化率	%	23.8	30.6	34.9	35.0